

平成 25 年兵庫県立大学工学研究科規程第 3 号
兵庫県立大学工学研究科委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、工学研究科の教育研究に関する重要事項を審議するために設置する工学研究科委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学及び課程の修了

(2) 学位の授与

2 委員会は、前項各号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、委員会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める次に掲げるものについて、学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 教育課程の編成

(2) 学生の履修

(3) 学生の在籍に関する事項（退学、転学、留学及び休学を除く）

(4) 学生の懲戒処分

3 委員会は、前 2 項に規定するもののほか、学長及び工学研究科長（以下「研究科長」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、並びに学長及び研究科長の求めに応じ、意見を述べることができる。

(組織)

第 3 条 委員会は、工学研究科の研究指導を担当する専任教授で組織する。

(定例会及び臨時会)

第 4 条 委員会は、原則として毎月 1 回定例会を開くものとする。

2 研究科長は、必要があると認めるときは臨時会を開くことができる。

(招集)

第 5 条 委員会は、研究科長がこれを招集する。

2 研究科長は、構成員の 3 分の 1 以上の要求があったときは、委員会を招集しなければならない。

(議事)

第 6 条 委員会に委員長を置き、研究科長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の議長となる。議長に事故があるとき、又は議長が欠けたときは、あらかじめ議長の指名する者が、その職務を代理する。

3 議長は、委員会を主宰する。

4 委員会は、構成員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、会議を開くことができない。ただし、6 カ月以上の長期出張中の者及び休職中の者は、構成員の数に算入しない。

(議決)

第 7 条 議事について採決を必要とするときは、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。ただし、第 2 条第 1 項第 2 号に関する事項については出席者の 3 分の 2 以上で決し、学位の取消しに関する事項については出席者の 4 分の 3 以上で決する。

(構成員以外の者の出席)

第8条 議長が必要と認めた場合は、委員会の同意を得て、構成員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(議事録)

第9条 委員会に議事録を備え、議事進行の過程及び審議事項を記入し、次回の委員会においてその確認を受けるものとする。

2 議事録は、研究科長が保管し、構成員の要求があるときはこれを提示するものとする。

(庶務)

第10条 委員会の庶務は、工学研究科に係る事務組織において行う。

(規程の改正)

第11条 この規程の改正は、委員会の意見を聴いた上で研究科長が行う。

(補則)

第12条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営について必要な事項は、委員会の意見を聴いた上で研究科長が定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月18日一部)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。